

横植協会07-13 号
令和 7 年 9 月 8 日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

植物検疫証明書関係

【植物検疫証明書を電子媒体で発給する国・地域の追加について
(アジア州マレーシア、中南米トリニダード・トバコ及びパナマの追加)】

令和 7(2025)年9月5日付けで、植物防疫所自ら輸出国の確認システムにより
電子発給されていることを確認できる国として、アジア州マレーシア、中南米トリニ
ダード・トバコ及びパナマが追加されました。

令和 7 年9月5日現在の植物防疫所において輸出国の確認システムにより
検査証明書の真正性を確認できる国・地域

アジア	台湾、中国、インド※、インドネシア、タイ、パキスタン、バングラデシュ、 <u>マレーシア</u>
中 東	アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル※
欧 州	スペイン、ロシア
アフリカ	南アフリカ、コートジボワール、ザンビア、ソマリア、ナイジェリア※、 マダガスカル
北 米	米国
中南米	アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ※、グアテマラ、コスタリカ、 コロンビア、チリ、ドミニカ共和国※、 <u>トリニダード・トバコ</u> 、 <u>パナマ</u> 、 ブラジル、ペルー、ホンジュラス、メキシコ※
大洋州	オーストラリア、バヌア

植物防疫所ホームページ [kakuninkanou_20250905.pdf](#)

※電子発給の様式でない(QR コードがない)場合は、電子媒体での確認不可
以 上